

異動の届出をお忘れなく

住所や加入する健康保険に異動があるときは届出が必要です。（進学などで親元を離れる場合も同様です）マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口に行かなくても転出の手続きをオンラインでできます。

届出	届出する時期	届出に必要なもの（★は必ず、△はお持ちの方のみ）
転入届 庄内町に引っ越したとき	転入した日から 14日以内	△前住所地の自治体が発行した転出証明書 △住民基本台帳カード△マイナンバーカード
転出届 他自治体に引っ越すとき ※郵送やオンラインでの 届出も可能です。	転出予定日の おおむね14日前 から	△国民健康保険資格確認書・被保険者証、後期高齢者医療資格確 認書・被保険者証のいずれか△介護保険被保険者証等 △各種医療証（子、親、身等）△印鑑登録証 △住民基本台帳カード
転居届 町内で引っ越しとき	転居した日から 14日以内	△国民健康保険資格確認書・被保険者証、後期高齢者医療資格確 認書・被保険者証のいずれか△各種医療証（子、親、身等） △マイナンバーカード△住民基本台帳カード △介護保険被保険者証等
国民健康保険（国民年金） 資格取得喪失届 加入する健康保険に変更 があるとき	変更があった日 から14日以内	<p>【職場の健康保険に加入したとき】</p> <p>★職場の健康保険の資格情報のお知らせ、資格確認書、保険証、 資格取得連絡票のいずれかの資格取得日がわかるもの</p> <p>★国民健康保険の資格情報のお知らせ、国民健康保険資格確認 書・被保険者証のいずれか</p> <p>△子育て支援医療証△重度心身障がい（児）者医療証</p> <p>【国民健康保険へ加入される場合】</p> <p>★健康保険・厚生年金保険被保険者資格等喪失連絡票等△年金 手帳△各種医療証（子、親、身等）</p>

※異動する方と同一世帯以外の方が届出を行う場合は、委任状が必要です。

■問・手続き：税務町民課町民係TEL0234-42-0133 立川総合支所総合支所係TEL0234-56-3389

転出される方へ：引越し手続オンラインサービス

マイナンバーカードがあればオンラインで転出の手続ができます

★手続きに必要なもの

- スマートフォンもしくはパソコン（マイナンバーカードの情報読み込みに対応したもの）
- マイナポータルアプリ
- マイナンバーカード（各電子証明書等の暗証番号の入力が必要）
 - 利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）
 - 券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）
 - 署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字）

★転入届は転入先市区町村窓口で届出が必要です。



▲マイナポータル

▲デジタル庁

転入される方へ：受付窓口時間延長のお知らせ

庄内町への転入届出は、19時まで受け付けします。（要予約）

- 実施期間および時間：3/28(金)～4/3(木)（土日除く） 受付19:00まで
- 実施窓口：税務町民課町民係TEL0234-42-0133
- 予約制：3日前まで電話または公式LINEから予約してください。



LINE